

## クラウドサービス使用許諾基本約款

本約款（以下「本利用約款」という。）は、メディカル・データ・ビジョン株式会社（以下「当社」という。）が提供するクラウドサービスに関する各種条件を規定するものである。

### 第1条(定義)

本契約において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号のとおりとする。

- (1)「サービス利用者」とは、本利用約款に基づき第3号に定める本サービスを利用する医療機関をいう。
- (2)「本クラウドサービス」とは、第5号で定義する個別契約に基づき当社がサービス利用者に対して提供する第5号に定める個別クラウドサービスの総称をいう。
- (3)「本サービス」とは、本クラウドサービスに関連して当社がサービス利用者に対して提供する各サービスの総称をいい、個別契約において異なる定めがある場合を除き、以下の項目から構成される。
  - ①本クラウドサービスの使用許諾
  - ②本クラウドサービスに関する保守等
- (4)「本契約」とは、本利用約款に基づき本サービスの利用を希望する各医療機関（以下「サービス申込者」という。）と当社の間における本サービスの提供に関する合意をいう。
- (5)「個別契約」とは、個々のクラウドサービス（以下「個別クラウドサービス」という。）ごとにサービス利用者が同意する利用約款（以下「個別利用約款」という。）に基づく、サービス利用者と当社の間における個別クラウドサービスの提供に関するサービス利用者当社間の合意をいう。
- (6)「本データ」とは、サービス利用者が保有する DPC データ、電子レセプトデータ、及びこれらに準ずるデータのうち、サービス利用者当社間で別途締結する個別契約において両者が合意するデータをいう。
- (7)「本 URL」とは、サービス利用者が自らの PC からアクセスすることで本クラウドサービスの使用を可能にするために当社が提供する URL をいう。

### 第2条(基本契約性)

本契約は、本契約に基づくサービス利用者当社間の全ての個別契約に適用する。なお、個別契約において本契約と異なる事項を合意したときは当該個別契約の定めが優先して適用される。

### 第3条(本クラウドサービスの使用許諾)

1. 当社は本契約及び個別契約に基づき、サービス利用者に対し本クラウドサービスの非独占的且つ譲渡及び再許諾不可能な使用を許諾し、サービス利用者はこれを日本国内において非独占的に使用することができるものとする。
2. 前項に基づく使用許諾は、本契約及び個別契約に定める条件に従い、本 URL、ID 及びパスワード、接続元制限用クライアント証明書等、その他本クラウドサービスの使用を可能にするために当社が提供する情報（総称して以下「本 URL 等」という。）を用いて、サービス利用者による本クラウドサービスの使用を当社が許諾すること意味する。
3. サービス利用者は、使用許諾、貸与、売却、譲渡等いかなる方法をもってしても、当社の事前承諾なく、

第三者に本クラウドサービスを使用させてはならない。

4. 第三者が従前から有していた権利を除き、本クラウドサービスに関する発明、ノウハウ、プログラム、特許権、著作権その他一切の知的財産権は当社に属し、本契約及び個別契約によってサービス利用者又は第三者へ移転するものではない。
5. サービス利用者は本クラウドサービスに関し、その全部又は一部を修正、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アSEMBルその他これに類する行為をしてはならない。
6. 当社は、事前にサービス利用者に通知した上で、本クラウドサービス（機能、仕様、構成、及び表示を含むがこれらに限定されない。）の一部を変更することができる。
7. 当社は、不正なアクセスの防止等セキュリティの強化を図るため、第2項に定めるパスワードを定期的に変更できるものとする。

#### 第4条(本サービスに関する保守)

1. 当社は本契約及び個別契約の条項に基づき、本クラウドサービスに関する保守等（以下「保守業務」という。）を行うものとする。
2. 当社が実施する保守業務の範囲は、以下のとおりとする。
  - (1) 本クラウドサービスの契約不適合（個別契約において本クラウドサービスの仕様を合意する場合には当該仕様との不一致を意味する。）の補修
  - (2) 当社が必要と判断する本クラウドサービスのバージョンアップ
  - (3) サービス利用者からの本サービスに関する問い合わせ対応
3. 当社による保守業務の遂行は、当社が適当と認める方法によることとする。
4. 本条第2項第3号に定める業務については、別途当社が提示する問い合わせ窓口に対する電子メール又は電話によるものとし、対応時間は、当社の営業日の午前10時から午後4時までとする。

#### 第5条(本サービスの非保証)

1. 当社は、本クラウドサービスを現状有姿にてサービス利用者を使用許諾するものとし、本クラウドサービスに関し、バグ及び仕様上の解釈の相違が内在しないこと、本クラウドサービスがサービス利用者の要求及び目的を完全に満たすこと、又は本クラウドサービスが特定の目的に適合することを保証しない。
2. 当社は、当社が別途定める必須環境以外の環境での本クラウドサービスの稼働を保証するものではない。
3. 本サービスの利用に起因又は関連してサービス利用者が発生した利益の損失、データの損失、生産の損失、商機の逸失、売上の逸失、契約の失敗、信用の失墜その他同様の損害や損失について、当社はその予見又は予見可能性の有無に関わらず一切の責任を負わないものとする。

#### 第6条(本サービスの一時停止)

1. 当社は、保守業務の運用に障害が生じたときは、速やかに復旧を行うよう努めるものとする。
2. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、保守業務の提供を停止し、又は当社の判断により本サービスの停止等の必要な措置を行うことができるものとする。
  - (1) 戦争、暴動、騒乱、停電、火災、地震、噴火、洪水、津波、感染症・疫病（新型コロナウイルス感染

症を含むが、これに限られない。)の蔓延、官公庁からの命令又は、保守業務の提供に関わる電機通信事業者若しくはその他の者(以下併せて「提携会社」という。)の労働争議等の不可抗力が発生したとき

- (2) 保守業務用設備に、当社の過失なくして動作不具合が生じたとき
  - (3) 保守業務用設備に接続する提携会社等の電気通信設備その他の装置に動作不具合が生じたとき
  - (4) 法令等により政府機関又は保守業務用設備に接続する提携会社等が当社へのサービスの提供を中止又は中断したとき
  - (5) 法令等に基づき、災害の予防若しくは救援の必要があるとき、通信若しくは電力供給の確保の必要があるとき、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱う必要があるとき
  - (6) 保守業務用設備の毎月のメンテナンス、保守又は工事上やむを得ないとき
  - (7) サービス利用者が法令、本契約、又は個別契約に違反したとき
  - (8) サービス利用者が本サービスの利用料の支払いを遅滞したとき
  - (9) その他、保守業務の運用上又は技術上の相当な理由があるとき
3. 当社は、前項の規定により保守業務を停止しようとするときは、あらかじめサービス利用者に通知するものとする。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではない。
  4. 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、本条に基づき当社が本サービスの提供を停止したこと、措置を行ったこと又はこれらの行為を行わないことによりサービス利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

#### 第7条(契約の成立)

1. サービス申込者が本利用約款に同意した場合、本契約が成立するものとする。但し、サービス申込者が次の各号に該当する場合、当社は本サービスの利用申込みを拒否することができる。
  - (1) 本利用約款に違反するおそれがあると当社が判断した場合
  - (2) 当社に提供されたサービス申込者にかかる情報の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - (3) 過去に本サービスの利用を拒否又は取り消された者による申請である場合
  - (4) すでに本契約を締結している場合
  - (5) 上記のほか、サービス申込者の利用申し込みを当社が承諾することにつき、当社が適当でないと判断した場合
2. 個別契約において異なる定めがある場合を除き、当社が本 URL 等をサービス利用者へ通知した日を利用開始日(以下「利用開始日」という。)とする。
3. 人事異動や退職等によって申込み担当者の情報に変更が生じた場合、サービス利用者は速やかに当社に申し出なければならず、かかる申し出がない場合には当社から本サービスの提供ができない場合があることをサービス利用者は予め承諾する。
4. サービス利用者は、当社が本サービスを提供するためにサービス利用者に依頼する事項について、誠実に対応する。なお、サービス利用者が当社からの依頼事項に応じないことに起因して本サービスを提供でき

ない場合又は本サービスの提供が停止した場合、サービス利用者の損害につき当社はその賠償責任を負わないものとする。

#### 第8条(本URL等の提供)

本URL等の提供は、サービス利用者において、本クラウドサービスを使用できることを確認した時点をもって完了したものとみなす。

#### 第9条(本サービスの利用料)

1. 個別クラウドサービスごとの本サービスの利用料（以下「本サービス利用料」という。）は、個別クラウドサービスごとに個別契約で定める。
2. サービス利用者は当社からの請求に基づき、請求金額全額を当社に支払うものとする。
3. 本サービス利用料は、個別クラウドサービスごとに、利用開始日の属する月の翌月1日より発生するものとし、日割り計算は行わない。
4. 個別契約の有効期間の途中で消費税、地方消費税の税率が変更になった場合は、新税率を適用する。
5. サービス利用者の重大な契約違反により本契約及び個別契約が終了した場合、並びに第18条（契約の解除）その他の規定に基づき当社が本契約及び個別契約を解除した場合、残日数の如何にかかわらず支払い済みの本サービス利用料の返戻はしないものとする。

#### 第10条（匿名加工）

1. サービス利用者は、個別契約の成立をもって、当社に対して本データの匿名加工を委託し、当社は、かかる匿名加工を受託する。
2. 当社は、前項に基づく匿名加工を行うために必要な限度において、本データの提供を受けることができ、サービス利用者は、当該限度において、当社に対して本データを提供・預託する。
3. 本条に基づく本データの提供は、本条第1項に基づく匿名加工の委託のために行われるものであって、個人情報又は匿名加工情報の第三者提供に該当するものと解釈されてはならない。

#### 第11条（利用許諾）

1. 当社は、本サービスを提供するため、サービス利用者から別途依頼のあった作業を実施するために、サービス利用者から提供を受けた本データ（個人情報を含む）を利用することができる。
2. 当社は、本サービスを提供するため、及び当社商品の企画・改良及び営業等のマーケティングのために、匿名加工後の本データ（本データを集積、分析、要約した結果を含み、以下本条において同じとする。）を利用すること（本サービスを利用する各医療機関の間で在院日数や医療資源等を比較するためのベンチマークデータの表示又は提供を含む。）ができる。
3. 前二項に定める本データ（個人情報を含む）及び匿名加工後の本データのうち、個別契約に基づきサービス利用者に提供する複数の個別クラウドサービス間で重複するものについて、当社は各クラウドサービス間でこれを転用することができる。
4. 当社は、別途サービス利用者が書面で承諾した場合、本サービスを提供するためにサービス利用者から提

供を受けた匿名加工後の本データを、本サービスを利用する医療機関以外の第三者に提供することができる。但し、事前にサービス利用者から書面による承諾を得た場合を除き、サービス利用者を特定できないよう必要な措置をとるものとする。

5. 前四項に拘わらず、当社は、サービス利用者の承諾を得ることなく、サービス利用者を特定できないよう必要な措置を講じた上で、各サービス利用者の数値を集計した結果を総体的かつ統計的なデータ（ベンチマークデータを含むが、これに限らない。）に加工し、媒体を問わず公表することができる。

#### 第12条（本データの提出及び利用）

1. サービス利用者が当社に提供する本データの範囲及びその提供方法等の詳細については個別契約に定める。なお、サービス利用者は、症例・患者単位でのデータ分析を担保できるよう、データ取込全期間において一貫した「データ識別番号（患者ID）」でデータ作成を行う。
2. サービス利用者及び当社は、本契約及び個別契約に基づくデータの提供及び利用に関して、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」その他の法令及び規則を遵守しなければならない。

#### 第13条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年間とする。但し、期間満了日の3ヶ月前までにサービス利用者又は当社から解約の意思表示がない場合には、本契約の有効期間は自動的に1年間延長するものとし、以後同様とする。
2. サービス利用者が本契約の有効期間中に本契約を解約する場合、3ヶ月前までにサービス利用者より当社に書面により申し出をする。
3. 本契約が終了した時点で個別契約が存続する場合は、当該個別契約の有効期間が満了する日まで本契約が引き続き適用される。
4. 当社が本サービス及び本クラウドサービスの提供を終了する場合、6ヶ月前までにサービス利用者へ通知した上で、本契約及び個別契約を解約することができる。

#### 第14条（禁止事項）

1. サービス利用者は、事前の書面（電子メールを含む）による当社の承諾がない限り、以下の事項を行ってはならない。
  - (1) 第3条（本クラウドサービスの使用許諾）第3項で禁止する行為を行うこと
  - (2) サービス利用者の役職員及び従業員（サービス利用者が監督・管理する派遣職員及び委託先事業者を含む）以外の第三者に本クラウドサービスを利用させること
  - (3) 本サービスに係わる権利を譲渡すること
  - (4) 本クラウドサービスの使用権の譲渡又は再使用の許諾を行うこと
  - (5) 本クラウドサービスについて、複製、変更又は改作すること
  - (6) 本クラウドサービスの一部又は全部、若しくは本クラウドサービスにより得られた情報の一部又は全部が化体した物（算出した結果や機能画面など）、関連資料、マニュアル等を複製、複写、転写し第三者に開示すること、又は占有を移転すること

- (7) 本クラウドサービスの算出ロジックなどの機密若しくは本クラウドサービスに起因する知識の漏洩を行うこと
  - (8) サービス利用者が所有又は賃借する施設及び当社が適当と認める施設以外の場所から本 URL にアクセスすること
2. サービス利用者が前項に反し、本クラウドサービスを不適切に使用した結果、サービス利用者又は第三者が被った損害について、当社はいかなる責任も負わないものとする。

#### 第 15 条(免責)

当社は、本クラウドサービスの提供に関し、本契約及び個別契約に定める事項のほか、次の各号に定めるいずれかの事由によりサービス利用者又は第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

- (1) 本 URL 等がサービス利用者の故意又は過失により第三者に利用されたことにより生じた損害
- (2) 前号の他、当社の責に帰すべからざる事由から生じた損害

#### 第 16 条(権利譲渡禁止)

サービス利用者及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約及び個別契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡若しくは継承し、又は担保の目的に供してはならない。

#### 第 17 条(再委託)

当社は、本契約及び個別契約に基づきサービス利用者へ提供する保守業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとする。但しこの場合、当社の責任において当該再委託先を監督するものとする。

#### 第 18 条(契約の解除)

1. サービス利用者及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告を要せず本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 故意又は過失により法令又は本契約若しくは個別契約に違反し、当該違反が軽微でなくかつ当該違反について相手方からその是正を求める通知を受領した後 30 日以内にそれを是正しないとき
  - (2) 監督官庁より営業許可の取消、営業停止等の処分を受けたとき
  - (3) 租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき、会社更生、民事再生、破産手続開始の申立を受けたとき、又は自らこれらの申立をしたとき
  - (4) 自ら振出し、又は引受けた手形又は小切手につき不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けたとき、又は支払を停止したとき
  - (5) 解散、清算又は営業の全部若しくは重要な部分の譲渡を行うとき、財産状態が悪化したとき、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
  - (6) 戦争、暴動、騒乱、停電、火災、地震、噴火、洪水、津波、感染症・疫病（新型コロナウイルス感染症を含むが、これに限られない。）の蔓延、労働争議その他不可抗力により本サービスの提供が困難であるとき
  - (7) 第 16 条（権利譲渡禁止）に違反したとき

2. 前項第6号に該当する場合を除き、前項の規定による本契約及び個別契約の解除は、解除した当事者から相手方に対する損害の賠償請求を妨げないものとする。

#### 第19条(契約終了後の対応)

1. サービス利用者は、いかなる理由であっても本契約及び個別契約が終了した場合、本契約及び個別契約において許諾されたすべての権利を失うものとし、以降当社は本サービスについての責任を負わないものとする。なお、サービス利用者は、当社のデータプラットフォームの利用を前提とする全ての個別契約が終了した場合、本契約が継続していたとしても当該データプラットフォームにログインできなくなることを予め了承する。
2. 全ての個別契約が終了した場合、当社はサービス利用者が当社のデータプラットフォーム又は個別クラウドサービスに格納した本データ(個人情報)を速やかに削除する。但し、当社がサービス利用者から提供を受けた匿名加工後の本データについてはこの限りではなく、本契約及び個別契約の解除の有無を問わず、引き続き保有し本契約で許諾された範囲でこれを利用することができる。
3. 第3条(本クラウドサービスの使用許諾)第4項、第5条(本サービスの非保証)、第6条(本サービスの一時停止)第4項、第7条(契約の成立)第4項、第9条(本サービスの利用料)第5項、第11条(利用許諾)第4項及び第5項、第13条(契約期間)第3項、第14条(禁止事項)、第15条(免責)、第16条(権利譲渡禁止)、第18条(契約の解除)第2項、第19条(契約終了後の対応)、第20条(反社会的勢力の排除)第2項、第21条(機密保持)、第22条(損害賠償)、第24条(分離可能性)、並びに第25条(協議事項等)は、本契約終了後も有効なものとする。

#### 第20条(反社会的勢力の排除)

1. サービス利用者及び当社は、相手方が以下に該当する場合には、相手方に対して催告することなく本契約及び個別契約を解除することができる。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、暴力団関係団体の関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合、又は、反社会的勢力であった場合。
  - (2) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合。
  - (3) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。
  - (5) 自ら又は第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。
2. 前項に基づき本契約及び個別契約を解除された当事者は、相手方に対して損害賠償を請求できない。

#### 第21条(機密保持)

1. 本契約及び個別契約において機密情報とは、本契約及び個別契約の有効期間中、本契約又は個別契約に関連して当事者の一方（以下「被開示者」という。）が他の当事者（以下「開示者」という。）から開示を受ける情報（本クラウドサービス及び本データを除く。）であって、開示の方法、形態及び媒体を問わず、機密であることを表示することにより開示される情報をいう。
2. 次の各号に定める情報のいずれかに該当することを被開示者が書面により証明できる情報は、機密情報に含まれないものとする。
  - (1) 開示を受けた、又は知得した時点で、すでに公知であった情報又は被開示者が機密保持義務を負うことなくすでに知得していた情報
  - (2) 被開示者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
  - (3) 被開示者が機密情報によらず独自に開発した情報
  - (4) 法令の適用によって開示義務のある情報
  - (5) 被開示者が正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
3. サービス利用者及び当社は、開示者の書面による事前承認なしに、開示者の機密情報を第三者（但し、当社が被開示者の場合における当社の再委託先を除く。）に開示又は漏洩してはならない。万一、開示者の書面による事前承認なしに機密情報の開示又は漏洩があった場合は、直ちに書面をもって開示者に通知しその指示を受けるものとする。なお、この通知義務によって、第5項及び第6項に定める開示者の権利は一切損なわれない。
4. 被開示者は、開示者の機密情報を本契約及び個別契約の履行に必要な場合を除き、その他のいかなる目的のためにも使用しないことに同意する。
5. 機密情報に関する一切の権利は、その機密情報の開示者に帰属するものとし、被開示者は開示者の著作権、工業所有権その他一切の権利を侵害してはならない。
6. 機密情報の開示者は、被開示者が本契約及び個別契約に違反した場合、又は被開示者の責任により第三者に機密情報を漏洩した場合は、被開示者に対して損害賠償を請求することができる。但し、第2項に定めるものは、その限りではないものとする。
7. 第2項第4号に定める情報については、被開示者は、開示者が機密情報を保護するための手段がとれるように、機密情報の開示前に開示者に通知することに同意するものとする。

#### 第22条(損害賠償)

1. サービス利用者又は当社が、故意又は過失によって相手方に損害を与えた場合には、相手方は現実に生じた通常かつ直接の損害について賠償を請求できる。
2. 当社はサービス利用者に対し、いかなる事由があっても、損害の直接の原因となった個別クラウドサービスに対する当該損害発生月の料金相当額を超える損害賠償義務を負わない。

#### 第23条(利用約款の変更)

1. 当社は、当社の判断をもって、いつでも本利用約款及び個別利用約款を変更することができる。
2. 当社は、利用約款を変更しようとする場合、あらかじめサービス利用者に対して利用約款を変更する旨、変更後の利用約款の内容、及び利用約款変更の効力発生時期を告知する。

3. 前項に基づき利用約款の変更を告知した日から当社が定める期間内に、変更される利用約款に基づくサービスの利用中止の申し入れが無かった場合、サービス利用者は、当該変更に同意したものとみなし、以後、サービス利用者と当社との間において、変更後の利用約款の効力が生じる。
4. サービス利用者は、当社による利用約款の変更について、異議を述べることはできない。

#### 第 24 条（分離可能性）

1. 本利用約款及び個別利用約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用約款及び個別利用約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及びサービス利用者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を有効とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。
2. 本利用約款及び個別利用約款のいずれかの条項が民法その他の法令等により、拘束力が生じないと判断された場合であっても、当社及びサービス利用者は、当該条項について、拘束力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該条項の趣旨及び当該条項と法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

#### 第 25 条（協議事項等）

1. 本利用約款及び個別利用約款の条項の解釈並びに本利用約款及び個別利用約款に定めのない事項につき疑義又は紛争が生じた場合、サービス利用者及び当社は誠意をもって協議し解決するものとする。
2. 本利用約款及び個別利用約款に関する訴訟については、被告の本店所在地（主たる事業所）を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2021年9月1日制定